

# 埴輪土物の配置に就いて

島 田 貞 彦

一

本邦上代の古墳墓研究として墳壟の形式がその内部施設と共に重要な位置を占めるものであることは今更ら記すまでもないことである。而して此の外部施設としての墳壟上に必然的に存在する埴輪土物が果して如何なる配置をなし且つ如何なる意義を有するものであるかを明らかにすることには少くとも吾が上代墓制を考究する上に見逃すことの出来ないものゝ一つであらうと考へる。

従來此種の遺物に關する考究は既に二三の學者によつて試みられ墳壟の表飾として少くとも支那古代墳墓に於ける石物に其の端緒を窺ふべきものであるとされ、今日に於いても最も穩當なる解釋

として是認せられてゐる。吾人も亦この解釋に贊意を表するものであるが、此の特殊なる器形が其の文化的脈絡を大陸文化の影響に仰ぐものゝあつたとする反面に又た本邦上代人の獨自の構想が如何にしてこの特殊なる器形を生むと共に墳壟上に特殊なる配置をなしたかの點を究明したい。

埴輪圓筒が古墳の封土上に其の外形に沿ふて配列せられてゐるものであることは幾多の例證の示すものであつて、これに對して疑ふところは少しもない。されど所謂土偶を始め種々の土物が圓筒乃至封土と如何なる存置關係をなしてゐるものであるかに至つては不幸にして多くの例證を聞くことが少い。これ多くは封土が長年月の爲めに陵夷

せられしかも器體の性質上粗鬆にして破損し易き爲め偶發的發見はその所在を不分明にするものが多いのに基くものであらう。

從來發見せられてゐる埴輪土物に就いて單に土偶類のみに於いても夥多の數にのぼつてゐる。而して此等の配置状態が殆んど不詳なるものに屬するとは全く意外の感なき能はざるものである。これ前述の様な出土状態によるに基くものであると云へるが今一つは調査の不充分なるに基因するものと云はねばならぬ。後述する下野國足利郡葉鹿古墳例の如きは幸ひにして發掘直後の爲め其の配列の状態を復原推究し得たるものであつて、此種の如き復原を可能ならしめる遺物の少くなかつたことを痛感するものである。尙ほ一つは古墳の外形に對する實測の不充分なる爲めもあつて、後述する上野國群馬郡保渡田八幡塚或は同郡箕輪町上芝古墳例の如きは幸にして其の實査方法を誤ること

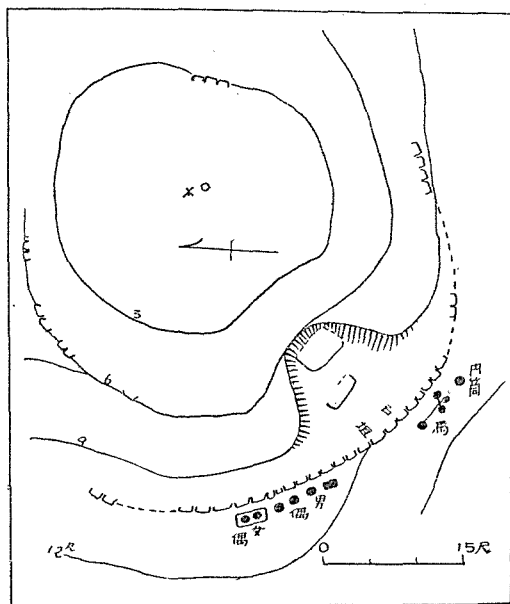
となき爲によくその状態を明瞭にし得たるものである。

## 二

以上の三例は何れも吾が上毛地方に點在する古墳であり、埴輪土物を有し、而かも各形式を異にする墳壟をなし、最も明瞭なる配置状態をなしてゐることに於いて近時に於ける考古學上の一業績と稱すべきものである。葉鹿古墳例を除く保渡田八幡塚及び箕輪上芝古墳の二例は群馬縣史蹟調查會の手により組織的發掘の行はれたるものであつて、近き將來に其の詳細なる報告に接すべきものであるから茲には單に該發掘及び其の遺跡を見學したる自己の見解とこの二古墳發掘の概報に基き記述するものであつて、特にこの點を明にして置きたい。

葉鹿古墳は下野國足利郡葉鹿町大字熊野の丘麓に所在する圓墳であり、同地の木村八十七郎氏所

第一圖 下野國足利郡葉鹿町熊野古墳



有の山林地内のものである。基徑約五十五尺封高約十五尺を數へ、ほぼ西南面する横口式石室を有することは一部削平されたる封土上に其の天井石の露出する部分あるにより容易に推定される。本墳は昭和四年三月、開墾の爲め封土の下底部を削

平する際に埴輪土偶の數個を發見し、爲めに其の發掘を中止するものであつた。同年四月、足利市の丸山源八氏の東導により東京帝室博物館歴史課の石田茂作、高橋勇、内藤政光の諸氏と共に此地を訪ひ、石室の發掘は或る事情により之れを中止したるも幸ひに發見したる埴輪類を舊狀に復原せしめ、本墳の計測を試みることを得た。埴輪類は總計八個あり即ち土偶六、土馬一、及び圓筒一を出土し、うち二個は女子、四個の男子の内二個は頭部を保存し他の二個は上半を缺失してゐるも下半部の狀態から恐らく武裝男子に推定される。

以上の埴輪類は封土の外周に沿ひほぼ石室の正面に配置されてゐる。其の個々の位置は圖示にゆづるべきも封土に向つて左方より見るに女子土偶二個あり、この二個のものは一邊約一尺強他邊約二尺強の長方形の土製の箱形の中に安置されてゐる。此の箱狀のものは不幸にして上半を缺失す

るにより果して家屋状をなすものであつたか否かは今直ちに判定することが出来ないが、何れにしても家居を表示するものであると廣義に解釋して差支へなからうと信ずる。次に無帽及び、着帽の男子各一個ありこれに續いて武裝男子と推定する二個の土偶あり、更らに約十尺をへだて、土馬を置きこれに接して一個の圓筒が其の右端を占めてゐる。此の配置に於いて埴輪類はほゞ墳の正面に限りて置かれたることは容易に肯定することを得るものであるが武裝土偶と土馬との間の約十尺の間隔に埴輪類の存在を認めることの出来ないのは埴輪配置の當初から空隙として殘されたものであらうか或は往古に於いて除去されたものとすべきか。今何れとも判断するに苦しむるものであるが、封土の周邊を試掘するに埴輪破片の存在をこれらの外に更らに認めることがなく、圓筒は上述の一個を見るのみであり、而かも此等の土偶に



（寫氏光政藤内） 原復列配物土輪埴墳古鹿葉郡利足國野下 圖二第

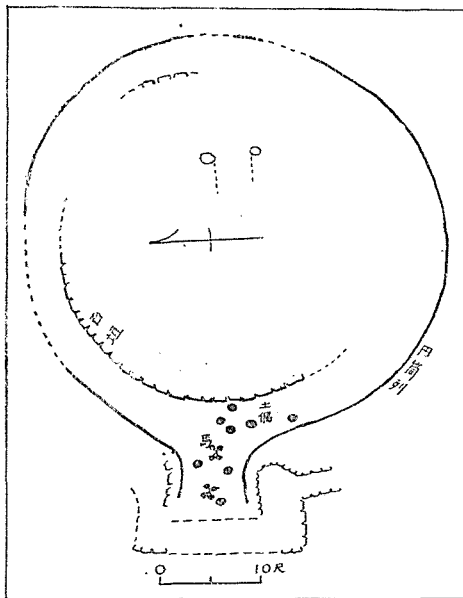
後接して高さ約一尺五寸をなす自然石を積みて封土の周圍を繞らせる石垣式のものあり、このものは更らに封土の中復にも一段を存在してゐる。この下段の石垣式の正面に當る即ち埴輪類を缺失する部分のものは甚しき崩壞の跡を見ることなく、今次の發掘により除去されたる痕跡を認めるものである。これらにより考ふるに恐らく當初より古墳の正面しかも横口式石室の前面に當る部としてこれを缺失するものと推定するものである。

三

上野國群馬郡箕輪町上芝古墳は同町増田銀次郎氏宅地に連接する地域にある基徑約四十尺内外の既に封土の大半を削平され恐らく豎穴式石室をなす小墳丘の痕跡に外ならぬ。本墳は元前方後圓墳をなすものであつて、それがクビレ部の若干を遺存し、前方部を削平して民家の建設を見たるものであるとする人がある。この推定は考慮すべきも

のであるが民家を除去して後ちにまたねばならぬから今は柴田氏の所説に據ることとする。昭和四年二月下旬から三月中旬に互り同縣史蹟調査委員

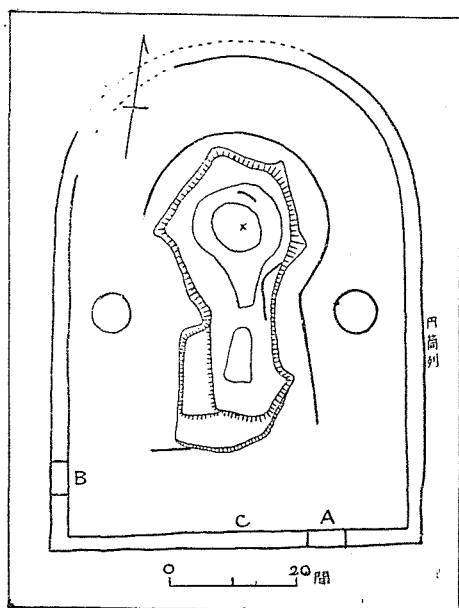
第三圖 上野國群馬郡箕輪町上芝古墳（據福島武雄氏原圖）



柴田常恵、福島武雄兩氏の發掘にかゝるものである。本墳の發掘報告は既に柴田氏は「上野國箕輪町上芝古墳」（人類學雜誌第四十四卷六號）又た福

島氏には「箕輪町上芝古墳の遺跡發掘概報」(上毛及上毛人第四百四十四號)としてそれ〴〵報告さるゝものがある。

第四圖 上野國群馬郡保渡田村八幡塚古墳(據福島武雄氏原圖)



本墳は圓形に密接して圍繞する圓筒の外に土偶等の樹物數個を發見するものであつて、此等の樹物は古墳の正面に配置さるゝも前例の葉鹿古墳の

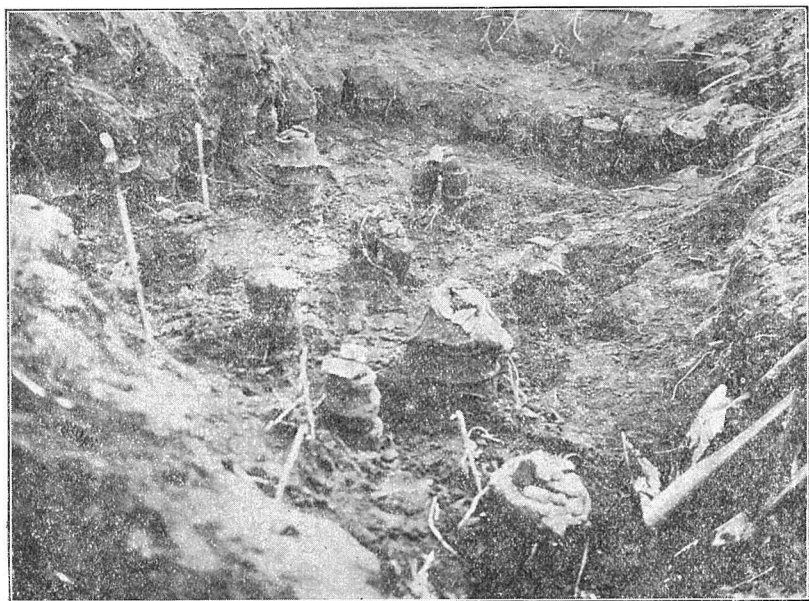
ものとは稍々其の趣きを異にし、特に梯形の造り出しの箇所を設けてこれに配列してゐる。柴田氏の云へる所謂「帆立貝型」と命名する古墳の形式である。この梯形部は長さ約八尺、圓墳に接する部分十二尺、外縁約十八尺を算し其の高さ約二尺をなしてゐる。埴輪樹物の完備するものはないが其の下半部により配置當初を窺ふことが出来る。即ち土偶として男子二個(内一個は武裝)と女子一個の外、土馬二個の確在を挙げられてゐる。土馬は墳丘に正面し、土偶は上記の三例は何れも墳丘に向ふことなく左右側に向つてゐるとされてゐる。而して本墳も亦た葉鹿例と同じく圓筒列の後方約四尺の處に高さ一尺五寸餘の圍繞する石垣式をなすものゝ殘存部の發見を告げてゐる。

#### 四

群馬郡上郊村保渡田の八幡塚は前記の箕輪町から約一里南する處にありて、ほぼ同大の三基鼎立

する前方後圓墳の一つであつて、現今封土面著しく削平されてゐるが、主軸を南北にし約四十七間を數へてゐる。後圓部頂上の主要部は既に發掘の厄に遇ひ今僅に棺身の一部分を殘してゐるに過ぎないが三基鼎立の一なる藥師塚の發掘されたる石棺完備して本墳のもの又たほぼ同形のものなるを推定せしめる。扱て本墳の外圍約十六間の處に於いて墳丘を圍繞する無數の埴輪圓筒と埴輪土物の數十を發見するものであつて、同年四月下旬から五月上旬にわたり同じく福島武雄氏主としてこの發掘に従事するものであり同氏等は早くも其の發掘概報を「八幡塚古墳と埴輪概説」及び岩澤正作、吉澤澄治兩氏「保渡田八幡塚外圍發掘概況」（上毛及上毛人第四百四十六號）として提供さるゝ處があつた。

本墳丘には三段よりなる圓筒列を繞らし、墳丘の外圍平均約十五間をへだて、重列をなす圓筒



第五圖 野國郡八幡塚外圍△區埴輪土物列配（島貞彦寫）

列あり、この重列の間隔は平均十四尺をなしてゐる。而して最も興味ある新事實は前方部前面の重列をなす個所に區劃を設けこの區劃中に各種の樹物を群在することである。本墳の區劃は約卅五尺を占めてゐる。圖示する様に本墳の明瞭なる區劃は單に前方部前面の東寄り(A區)と西側の南寄り(B區)に過ぎなかつたがこれらの區劃は恐らくこの重列中に於いて相對稱するものであらうとは容易に推究さるべきことであつたが單に主軸線上の延長即ち前方部前面の重列のほゞ中央と見る處に(C)埴輪土偶の一片を發見するのみであつた。外圍の重列はA區附近最もよく遺存し、其他の個所は大半削平して其の存在を失ふ處が多い。而して又た注意すべきは墳丘のクビレ部の側方、左右側重列とのほゞ中間に底徑約六間の圓形に圍繞する圓筒列を左右對稱に置かれてゐる。これ明らかにもつと小圓墳をなすものゝ圓筒列に外ならぬもので

ある。而して如上の圓筒配列により推究すると墳丘には三段の圓筒列あり、その下段の圓筒列と重列との間は現今の表土面には何等の高低を認めがたく圓筒列は平均地表面下約三尺に埋没してゐるが更らに墳丘下段の基底及び重列内側の基底を發掘せる結果並行する積石状を見出せることにより周漚をなせることを察知出来る。さればこの重列はとりもなほさず周漚の外堤に當るものであつて、その最も好例は應神天皇陵の外堤に重列の圓筒列の存在を聞くものと同様の配置であることが判明される。本墳の築造當初に於いて果してこの周漚に貯水するものであつたか否かは腐蝕土等の識別乃至給水河川等地理學的考察を必要とするものであるが岩澤氏は土壤の檢索に基いて特に貯水するものでなく、降雨等による放流水に過ぎないとされてゐる。吾人も亦たこれに賛するものである。



重列中の區劃は即ち外圍の堤上に於ける樹物配置の個所なることを判明することが出来る。この區劃は後方部及びこれに近き左右兩側には恐らくこれを缺き主として前方部前面とこれに近き其の左右の個所に配置されたものであつて、今これを如實に知ることが出来る。この新事實を吾が學界に逸早く報告したる柴田、福島諸氏の勞を深く謝する次第である。扱てこの區劃に於いて最も重要なものはA區であつて、B區は既に過半平夷せられて居り只だ若干の各種樹物破片を收得するものがあつたに過ぎぬ。A區の土物配置に就いては福島氏の報告に據ると「水鳥は其東半部に内側の圓筒に沿ふて六個、何れも西向に一列に並んでゐた。之に對する外側圓筒の内側に沿ふては、六個の埴馬が置かれ、何れも西向きの様である。他の二個の埴馬は其中間に在つた。鶏の首部は水鳥列の西方から發見された。埴鳥、埴馬の中間には二頭

の埴馬の外八個の土偶があり、中央部の東側からは、何か圓筒の如き物に附着してゐたと思はれる小形の埴製野猪が發見された。此區域の西半部には東西に六列に埴輪土偶が排列されてあつた。總數は目下判明してゐるものが廿三個で其外に異形埴輪が一個ある。この中央部から方形の臺上に腰掛けてゐる相對した男女の土偶が發見された。以上で此のA區内の埴輪の數は水鳥六個、埴馬八個、土偶卅一個、異形の物一個、合計四十六個である。其方向は相對してゐる物は別として、他は西を向くか或は北面即ち墳丘の方を向いてゐる。」云々とし一々の土偶の性別其他は目下整理中であるから今直ちに判明しがたいが武裝のもの乃至女子のものが少くなかつた。水鳥、土馬其他の多くが西向きをなすことに於いてこの區劃と相對する他の一區の存在を肯定し、そこには恐らくこれと相對の方向をなすものがあつたやうとは容易に推定せ

られ、前方後圓墳外圍に於ける樹物配置の一手法を窺ふことが出来る。

## 五

以上の三例は近時に於ける土物配置の最も明瞭なる例證であるが此機に際し從來發表せられてゐる土物配置の二三の例證を挙げ、而してこれらが墳丘に對して如何なる位置を占めるものなるかに言及したい。

埴輪土物は土偶及動物の形象を主とし器形としては家屋形が多くを占めてゐる。家形埴輪の配置状態を見るべき確證が數例挙げられる。即ち播磨國飾磨郡白國村人見塚（和田千古氏調査）下野國下都賀郡稻葉村羽生田古墳（八木裝三郎氏調査）日向國兒湯郡西都原第二百十號古墳（濱田耕作氏調査）山城國久世郡久津川村平川車塚（梅原末治氏調査）河内國南河内郡野中村墓山古墳、丹後國竹野郡網野町銚子山古墳（同上）等であつて此等のうち前方

後圓墳に於いてはクビレ部に、方墳乃至圓墳にあつては墳の頂上又はそれに近接する處に置かれてゐるのが一般に共通してゐる。

土偶の配置状態を明らかにするものは前例に比較すると更らにすくなく、好例とすべきは前記の家形埴輪を出したる八木裝三郎氏の調査による下野國下都賀郡羽生田古墳（人類學雜誌第百十六號）であつて、主軸約四十間の前方後圓の墳丘には三段の圓筒列を有し、埴輪土偶四個の發見をなしてゐる。即ち下段圓筒列のほぼ中央の内側に於いて三個、二段列の東南隅の内側に一個を見るものであつて、何れも前方部に屬してゐる。又た近時、柴田常惠氏は下總國我孫子にて土偶を發見されてゐるが其の配置状態の如何なるものであるかを知る事が出来ない。尙ほ此外にも存置状態を推知せしめるものが多少とも報告せられてゐるが、何れにしても其の基本的例證となるべきものが少ない。

## 六

上述の土物配置を今綜合して見ると最も明瞭なるは家型埴輪であつて、墳丘のほゞ中央又はクビレ部に存置することが推知される。土偶類にあつては前方後圓墳に於ては丘上のものと外圍のものとの二種に分たれ、前者は恐らく前方部の個所に大體位置することを知り外圍にあつては特に區劃を設くるものゝあることが肯定せられた。而して此等の樹物は或る特殊のものを除きては一般に圓筒列中に伍するものでなく圓筒列と離れて圓筒の直後乃至圓筒列の區劃中に存置するものであることが不充充分なる例證ながら知ることが出来る。而して埴輪土物は墳丘の正面に存置することを以て原則とし、この場合に圓墳にあつては圓丘に沿ひ、又た特に梯形の造出しを設くるものもあり、前方後圓の墳上へ又は外圍に於いても圓筒列に沿ひて存置し、墳丘に對して常に平行の位置を取る

ことに注意される。而して土物個々の方向は區々であり一般的の形式を求めがたい。

扱て本邦上代の古墳墓に於いて斯の如き埴輪土物を如何なる概念の下に之を存置したるかに就いてはこれを支那古代に於ける石物と關聯することは既述した處であるが、本邦の埴輪土物の起原として續紀に載する土師氏の傳説は單にその祖先の功績を闡明せんが爲めのものなるべしとして一般に是認せられてゐる。而してこれが發生の起原を支那上代墳墓の表飾とする石物に求め濱田博士は「支那の土偶と日本の埴輪」(藝文第二年第一號明治四十一年)として論じ次いで高橋博士も亦た「支那發掘土偶及其埴輪との關係」(考古學雜誌第一卷第十一號、明治四十四年)に石物説を高潮し、他方、北九州の石物の研究(熊本縣史蹟名勝紀念物調査報告第二輯)は益々其の兩者の推移的影響を説明するものがあり、更らに家型埴輪に於いても

同様に支那漢代墳墓の祠堂に起因する影響ならんとされ(梅原末治氏、前出)てゐる。吾人も亦これらの論述に賛意を表するものであつて、最も聽くべき論考と考へる。

七

されどこの支那に於ける所謂石人石獸の本質が果して本邦の埴輪土物の意義を解釋するに密接な相關關係をなすものとして他に解釋を與ふべき餘地のないものであらうか。

支那古代に於ける墳墓の表飾としてその墳前に石物を配置することは「秦漢以來、帝王陵前、有石麒麟、石辟邪、石象、石馬之屬、人臣墓前、有石羊、石虎、石人、石柱之屬、皆所以表飾墳壟、如生前之儀衛耳」云々とする墳壟を表飾して生前の儀衛の如くならしめるを以て恐らく其の眞意とすべきものであらう。かゝる墳前の表飾とする石物はつとに關野博士等の學界に紹介されたる山東省

曲阜縣乃至嘉祥縣のそれらを始め、この形式を襲用する後代の墳墓乃至朝鮮のそれらに隨所見る所である。此等の石物の配置は何れも墳壟の前面に位置し左右相對的に置かれてゐるから墳壟に向ひ常に直角をなし、其の兩者の空間は自から一つの通路を形成し、參向路として役立つてゐることに注意せねばならぬ。かゝる配置は墳壟に對し儀衛的表飾として何人も首肯するものであらう。

埴輪土物の配置が單に墳壟上に存置するを以て上述の如き儀衛的表飾の一變化に過ぎないものとして承認さるべきものであらうか。

埴輪土物が果して如何なる表飾的意義を有するものであるかを考究するにはもとより土物の個々の性別、形狀等を明らかにする外、個々の古墳の綜合的配置を推究して後ち始めて論考せらるべき問題でなければならぬ。

埴輪土物の製作手法は一般に古拙にして幼稚な

る表現をなすものであるが、其の個々の形態に於ては必ずしも變化に乏しいものとは云ひ難い。元より製作の質料及大小の差異に基くも其の内面的意義に於てはかの石物に表現さるゝ各種形像のそれよりも寧ろ明器として副葬せられてゐる土偶のそれに相似するものがあると思える。

支那古明器としての泥象は「禮記」に云へる「孔子謂、爲明器者知喪道矣、備物不可用、哀哉死者而用生者之器也、不殆於用歟乎哉、其曰明器神明之也、塗車芻靈自古有之、明器之道也、孔子謂、爲芻靈者善、謂爲備不信、不殆於用人乎哉」云々の喪葬的用具から發生したるものであつて、漸次明器の種類は豊富となり、人馬の像から各種の器物を網羅するに至つたことは既に多くの置物がこれを示してゐる。而して此等は何れも彼葬者と密接なる關係を有し、多少なりとも社會的生活を反映するものであることはすこしも疑ふ餘地のないも

のである。

翻へつて埴輪土物のそれを見ると男子土偶に比し女子土偶の比較的多量なる、其の形態に種々なることの外、單に上述の葉鹿古墳例にて示せる家居的女子土偶を存置せる、或は八幡塚例にて相對の腰掛けたる男女土偶を中心として幾多の男女土偶あり、しかも土偶に附着せりと想像さる小形の野猪例の如き少くとも彼葬者との密接なる動的關係の何物かを暗示するものであると云へる。即ち社會的生活を反映するものであつて、明器的意義の深刻なるものが表現せられてゐると云へよう。

而して此等の埴輪土物が十分なる明器的意義を有しながら最初から墓室に副葬することなく、墳壟の表面に存置するに至つたが、支那の石物の如く墳壟の域外に配置するものでないことを注意せねばならぬ。埴輪土物の配置は墳壟の正面を指示するものであつて、それが參道の域内を表示する

ものでなく、墳壟に於ける土物配置はもつともある形式を保有することは八幡塚のそれと應神天皇皇陵のそれに共通するものがあるが單なる共通的表飾に陥らずして個々の彼葬者の或る關係を示す明器的の表飾であることを知るものである。かゝる明器的表飾は果して支那古代のそれと關聯さるべきものであるか否かは今にわかには斷定することは出来ないが墓室に副葬することなく、これを墳壟上に配置し、表飾として主用せしめたることに獨自の發生的意義の潛在を拒否することは出来ないといと考へる。

かの續紀に載する土師氏の傳説は今や一個の物語として葬り去られんとしてゐる。野見宿彌の事蹟は如何なるものであつたか否かは究明すべき筋合のものでないかも知れないが、かゝる埴輪土物發生の二因を明器的表飾に立脚する傍證として全然見棄て去るべきものではなからう。

八

埴輪土物の配置に於いて男女偶や土馬のものゝ存在は此種遺物として肯定せしめるが水鳥の如きは如何なる理由に基くものであらうか。水鳥としては應神天皇陵の湟浚の時發見せられた著例のものがあるが保渡田八幡塚にて更らに六例を加へ、しかも明瞭なる配置をすることに於いて前者のもの又た後者と同様な配置をなしたものの、一例であらうと察せられる。湟—水鳥、そこに本邦古代人の可憐なる愛好が如實に示されてゐるものでなからうか。扱て墳壟當初に於いて此等の器物は何れも埋没することなく所謂「埴輪、亦名立物也」や「私記曰、師説、山陵乃女久利爾作埴人形、立如車輪故云」云々の形式は兎も角もあれ恐らく墳壟上に存置するものであつたと推定する。一例すると上述の箕輪、保渡田の兩例は墳丘築營後比較的短年月の時代に淺間火山噴出の降灰堆積の爲め

に深く埋没せられたものであつて、土壤の検出によつて埴輪圓筒の下底はさまで深く埋没するものでないことが判明せられた。現今する多くの墳壟が何れも多少とも削平陵夷せられていることに想到すれば況んや脆弱なる埴輪土物が其の多くを忘失し破碎さるゝものであることは云ふまでもない。かの雄略紀に見ゆる「九年秋七月壬辰朔、河内國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也、伯孫聞女産兒、往賀賀家、而月夜還於蓬粟丘譽田陵下、逢騎赤駿者、其馬時濩略而龍翥、歛聳擢而鴻驚、異體蓬生、殊相逸發、伯孫就視而心欲之、乃鞭所乘駿馬、齊頭並轡、爾乃赤駿超據絕於埃塵、驅驚迅於滅沒、於是駉馬後而息足、不可復追、其乘駿者、知伯孫所欲、仍停換馬相辭取別、伯孫得駿甚歡、驟而入厩、解鞍秣馬眠之、其明且赤駿變爲土馬、伯孫心異之、還覓譽田陵、乃見駉馬在於土馬之間、取而代而置所換土馬

也」どあるは元より一つの物語りとして取扱はるべきものであらうが、土馬と云ひ土馬之間と云ふを今ま應神天皇陵の外堤に重列する圓筒列の若干を現存する事實と之を保渡田八幡塚のそれに徴して見るに其の水鳥及び土馬列の相似するものであつたことが推察される。されど元よりこの雄略紀に載せたる上述の挿話が果して應神天皇陵のそれを指し、且つ雄略紀の見聞として承認さるべきものであるか否やは暫く措くとも、挿話の主體をなす土物の配列が少くとも雄略紀以前には多少なりとも存在するものゝあつた事實を立脚として作成せられたものであることは疑ふことが出来ない。

(昭和四・八・二四日)